

福島県農業共済組合 行動計画（女性活躍推進法）

NOSA I 福島では、「女性活躍推進法」に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年1月1日～令和9年12月31日 5年間

2. 目標と取組内容

目標1：職員に占める女性職員の割合を20%とする。

＜取組内容・実施時期＞

・令和5年1月～

女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報
育児と仕事の両立を支援するため、育児関連制度等の周知と活用促進

目標2：有給休暇取得率の向上（年15日以上）を目指す。

＜取組内容・実施時期＞

・令和5年1月～

会議等において、年次有給休暇の取得率の報告及び促進
年次有給休暇を取得しやすい業務体制の構築

女性活躍推進法に基づく情報公表

1 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 労働者に占める女性労働者の割合

令和8年4月1日現在

全体 21.2%

(内訳)

①一般職 19.7%

②医療職(獣医師) 34.5%

③派遣職員 100.0%

(2) 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	82.4%
正職員	78.7%
正職員以外の職員	—

対象期間：令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）

賃金：通勤手当及び退職給与金を除く、給料及び各種手当。

正職員：出向者を除く。

正職員以外の職員：再雇用職員、契約職員、嘱託職員を含み、派遣職員を除く。

なお、正職員以外の職員の賃金の差異は、対象期間において正職員以外の女性職員が0人であったため、差異は算出していない。

2 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

(1) 有給休暇取得率（日数）

令和7年1月1日から12月31日まで

全体 15.1日

(内訳)

①一般職 15.5日

②医療職(獣医師) 11.5日